



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 1
- 事業の認定（用地課） 1
- 基本測量の実施の通知・3件（道路管理課） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（北部土木事務所） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（南部土木事務所） 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 5
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所） 5

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 6
- 市決定に係る都市計画の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 8
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 8
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 8
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 8

告 示

沖縄県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市西新生地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第158号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 今帰仁村
- 2 事業の種類 今帰仁村役場新庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 今帰仁村字仲宗根地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

今帰仁村役場新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である今帰仁村が事業主体となって、起業地内に庁舎を整備するものであり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置す

る庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

今帰仁村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

現在の今帰仁村役場庁舎（以下「現庁舎」という。）は、昭和37年に建築され、建築後約60年が経過していることから建物の老朽化が進み、鉄筋の腐食によるコンクリート片の落下、外壁のひび割れや剥離、亀裂箇所からの雨漏り等が発生し、維持管理費が年々増加している。また、旧耐震基準による建築物のため、大規模地震の際には倒壊のおそれがあり、災害時の防災拠点としての役割を十分に果たすことが困難な状況となっている。

加えて、バリアフリーへの対応も十分ではなく、行政事務の増加等による施設の狭あい化及び行政機能の分散といった課題も抱えている状況にある。

本件事業は、上記の状況に対応するため、今帰仁村第4次総合計画に基づき計画されたものであり、起業地に、新庁舎を建設するものである。

本件事業の施行により、来庁者及び職員の安全性が確保されるとともに、災害発生時における行政機能の維持及び迅速な復旧活動支援の実施を可能とするなど、防災拠点機能の強化が図られ、村民の安心安全の確保に寄与することが認められる。また、バリアフリーへの対応や施設の狭あい化といった問題も解消され、村民の利便性の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、村民の利便性等を考慮し、社会的及び経済的な観点から4案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、現庁舎は、建物の老朽化や耐震性の問題から、安全面や災害発生時における防災拠点機能の役割を十分に果たすことが困難な状況となっている。また、施設の狭あい化等により村民の利便性を低下させていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲は、その全てが本件事業の用に相当長期に渡って継続的に供されるものであることから、収用することに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

今帰仁村総務課

沖縄県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

沖縄県告示第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域（南大東村及び北大東村を除く。）
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（航空重力測量）

沖縄県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、石垣市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、本部町、宜野座村、北谷町、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子基準点測量）

沖縄県告示第162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 守 克

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年1月12日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宇安部村内55番5、70番2、70番3及び70番地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.00メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第163号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 守 克

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年2月4日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市大東三丁目2202番7及び2202番8
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 19.77メートル
 - (2) 幅員 4.20メートル

沖縄県告示第164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年12月8日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字渡具知東原40番3及び40番3地先並びに字古堅皆呉原708番2及び708番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 48.05メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第165号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年11月10日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市佐敷字仲伊保仲伊保原126番8及び128番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 46.96メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル～4.97メートル

沖縄県告示第166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和3年11月22日
 - 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字高平高宮城原12番7
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.70メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル～5.00メートル
-

沖縄県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和4年1月13日
 - 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字金良金良原61番1
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 26.69メートル
 - (2) 幅員 4.05メートル
-

沖縄県告示第168号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県宮古土木事務所長 上原正也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和4年1月26日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市上野字宮国ニシオナトウ1809番4、1810番7、1810番9及び1810番11
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 56.98メートル
 - (2) 幅員 6.02メートル
-

沖縄県告示第169号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県中部土木事務所長 仲嶺智

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 令和4年1月26日
- 3 廃止に係る道路の位置 北谷町字吉原桃原572番の一部
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 22.80メートル
 - (2) 幅員 1.80メートル

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
(2) 商号名 與那嶺板金
(3) 代表者名 與那嶺智
(4) 所在地 西原町字兼久181番地5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第13171号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
(2) 商号名 株式会社カイケンエンジニアリング
(3) 代表者名 平良千佳子
(4) 所在地 那覇市楚辺3丁目1番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第5113号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
(2) 商号名 有限会社丸正開発
(3) 代表者名 大城達樹
(4) 所在地 糸満市字照屋776番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第9043号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月19日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
(2) 商号名 三協電設株式会社
(3) 代表者名 大城政明
(4) 所在地 沖縄市与儀二丁目8番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第3777号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
(2) 商号名 有限会社リフォーム施工
(3) 代表者名 國吉恵康
(4) 所在地 宜野湾市普天間一丁目24番7号2F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-3）第8429号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月28日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事

業、塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があった。

- 6(1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
 - (2) 商号名 株式会社吉田組
 - (3) 代表者名 吉田健伸
 - (4) 所在地 糸満市字阿波根873番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第13559号、沖縄県知事 許可(般-30)第13559号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
 - (2) 商号名 有限会社TUG開発
 - (3) 代表者名 上原勉
 - (4) 所在地 うるま市字大田274番地6
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11239号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年11月18日
 - (2) 商号名 株式会社道進
 - (3) 代表者名 國吉翼
 - (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根添1374番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13070号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年12月10日
 - (2) 商号名 琉健防水
 - (3) 代表者名 津嘉山健二
 - (4) 所在地 嘉手納町字水釜504番地ハウスナンバー7402
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14090号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年12月10日
 - (2) 商号名 光重機
 - (3) 代表者名 砂川光雄
 - (4) 所在地 宮古島市城辺字福里559番地4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13224号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年12月10日
 - (2) 商号名 タスイチ
 - (3) 代表者名 眞榮城守春
 - (4) 所在地 南城市大里字稲嶺57番地102号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14004号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画
ごみ処理場の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 名1号名護市一般廃棄物処理施設
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、う
るま市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 2・2・具6号田場公園ほか6公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北
谷町から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・5・北3号桑江中央線
3・5・北4号見嘉作奈留川線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読
谷村から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画地区計画（座喜味東原地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--